

7 日 獣 発 第 83 号
令和 7 年 5 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する
医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）**

このことについて、令和 7 年 5 月 21 日付け事務連絡をもって農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成 19 年厚生労働省令第 14 号）において定められているところですが、同省令の一部が下記のとおり改正され、令和 7 年 5 月 26 日から施行されることについて周知を依頼されたものです。つきましては、貴会会員に通知方よろしくお願いいたします。

記

・法第 2 条第 15 項に規定する指定薬物に「エチル＝1－（1－フェニルエチル）－1H－イミダゾール－5－カルボキシラート」を追加。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 栗野

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 21 日

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
飼料安全・薬事室長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬局長より別添写しのとおり通知があったので、お知らせ致します。



医 薬 発 0 5 1 6 第 1 0 号
令 和 7 年 5 月 1 6 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35
年法律第 145 号)第2条第 15 項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機
器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する
指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19
年厚生労働省令第 14 号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の
用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第 60 号)が公布さ
れたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添
写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周
知をお願い申し上げます。



医 薬 発 0 5 1 6 第 7 号
令 和 7 年 5 月 1 6 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第60号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる1物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

エチル＝1－(1－フェニルエチル)－1*H*－イミダゾール－5－カルボキシレート

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質を含有する物(元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和7年5月 16 日)から起算して 10 日を経過した日(令和7年5月 26 日)から施行する。